解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

長崎市新地町八番一四号
医療法人せとぐち外科クリニック
清算人　瀬戸口正幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年五月二日熊本地方裁判所玉名支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

熊本県荒尾市万田一八八〇番地の四
宗教法人皇教水町支教会
清算人　弁護士　向井　飛翔
連絡先　熊本県熊本市中央区京町二丁目九番三五号京寿ビル二階熊本共同法律事務所

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

鹿児島県曽於郡大崎町大字永吉字中段八二九九番地一　医療法人坂元内科クリニック
清算人　坂元　寛志

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

千葉県船橋市本中山七丁目二一番一号
医療法人社団光和会
清算人　宇田川美和子

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

東京都中央区銀座五丁目一四―一七銀座Ｕ
ＳＢ二階　医療法人社団Ａ歯科タニグチ会
清算人　谷口　悦子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月三十一日理事会の決議により令和七年十二月二十六日山梨県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

山梨県北杜市小淵沢町二九五〇番地
学校法人滝口文化学園
代表清算人　滝口　陽子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年五月八日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月十二日

静岡県島田市一一一〇番地の二
宗教法人丸山教向谷分教会
清算人　仲安　博夫

第百八回代議員会開催公告

令和八年六月二十六日（金）、午後二時三十分から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第百八回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

令和八年六月十二日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　令和七年度事業報告及び収支決算の承認について